

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市に（※テレビやラジオにおいては「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」（※大雨、暴風など6種類）又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1. 「特別警報」について

- 1 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 13時から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

#### 2. 「暴風警報」について

- 1 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業（全校10時10分～20分に登校）
  - ・午前9時以降、解除になった場合 臨時休業

#### 3. 「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により、臨時休業となる場合があります。その場合には、「学校ホームページ」や「すぐーる」で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

※特に全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。

#### 4. 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の校区は「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。本校の校区である「富有学区」「竹間学区」「梅屋学区」「柳池学区」「初音学区」「龍池学区」「城巽学区」（いずれか1学区でも）に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が出された場合には、暴風警報が出された場合に準じた措置をとります。

#### 5. 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、緊急時帰宅方法確認カードに記載された帰宅方法により下校します。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置く場合もあります。「学校ホームページ」や「すぐーる」で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。